

## 政府 C I O 制度のグランドデザイン（案）

### 1 政府 C I O 制度の必要性

#### （1）基本認識

電子行政の推進により、行政運営の抜本的な効率化や行政の一層の透明化が促進されるとともに、多様な電子行政サービスが提供され、国民、企業等の利便性が飛躍的に向上し、様々な形でそれぞれの権利の実現や利益の保護が図られることが期待される。また、電子行政の推進に当たっては、技術革新による新しい技術やサービスの出現や、行政の電子化に伴う高レベルのリスク管理の必要性の高まりなど、様々な環境変化に適切に対応することが求められる。さらに、2013 年までに電子行政の基盤となる国民 I D 制度の導入が予定されており、電子行政における利便性向上の追求、リスク管理の徹底等が一層重要になるとみられる。

近年、韓国、北欧諸国等諸外国において行政の電子化が急速に進展し、様々な成果を収めていると言われる。他方、我が国は、国連電子政府ランキングで 17 位（2010 年）にとどまるなど、諸外国に比べて大きく出遅れていることは間違いない。

これまでの我が国の電子行政について振り返ってみると、高水準の情報通信インフラや情報通信分野の技術力を持ちながら、必ずしも十分な成果が得られてきたとは言い難い。その要因については様々な観点から検討する必要があるが、そもそも電子行政の旗振り役であり、かつ当事者でもある政府において、電子行政を推進するための体制が十分整っていなかったのではないか。

以上のような基本認識の下、国民と行政の新たな関係の構築と世界に誇れる水準の電子行政国家の実現を目指して、電子行政を重大な決意を持って強力に推進していくため、我が国の電子行政推進体制の抜本的な改革に着手し、政府 C I O 制度を導入するものである。

#### （2）これまでの電子行政推進体制の課題

これまでの我が国の電子行政に関する戦略の企画・立案・推進は、I T 戦略本部とその下に置かれた C I O 連絡会議等が担ってきたが、政府として、府省横断的な取組を明確かつ迅速な決定と責任の下に進めていくための統率力・調整力は必ずしも十分に備わっていなかった。

また、これまで各府省において、C I O の設置、C I O 補佐官の設置、P

MOの設置等、府省内の情報システム、IT投資の管理等を行うための体制の整備が順次進められてきたが、現在の体制が十分に機能しているとは言い難い。

さらに、府省の枠を超えて情報システムの相互運用性の確保が図られているか、セキュリティやリスク管理等の観点から情報システム管理が行われているか、情報システムの統合・集約化等全体最適の観点からIT投資管理が行われているかなどの課題が指摘される。

加えて、利用者の視点に立った電子行政サービスを効率的に実現するためには、府省間のみならず、国・地方公共団体の間、さらには国・民間の間においても、十分な連携・協力を図ることが必要である。

## 2 政府CIO制度の有すべき権限・役割等

政府CIO制度の有すべき権限・役割等として、次のような事項が考えられる。

### (1) 電子行政に関する戦略

#### ① 電子行政に関する戦略の企画等

利用者視点に立った電子行政を実現するため、電子行政に関する戦略の企画・立案・推進。

#### ② 各府省の取組の評価等

電子行政に関する戦略等に基づく各府省の取組の状況把握・進捗管理・評価。

#### ③ 府省横断的に取り組むべき施策の推進

国民ID制度、オープンガバメント（行政情報の管理・公開・提供、国民の政策決定への参加）、業務やデータの標準化等府省横断的に取り組むべき施策の推進

### (2) 情報システム管理

#### ① 情報システムに関するルール等の整備等

各府省の情報システムについて、グランドデザインの策定、相互運用性・セキュリティ・技術標準等に関するポリシーやルールの整備、各府省に対する勧告・措置要求等。

#### ② 政府全体のIT投資の管理

政府全体におけるIT投資の全体最適を実現するため、各府省のCIO/PMOと連携し、次のように政府全体のIT投資を管理。

- 政府全体のIT投資の状況把握・評価

- 各府省の I T 投資に関する予算要求に当たっての方針の策定
- 各府省の I T 投資に関する予算要求・調達の内容等に関する技術的審査等（ I T 投資に関する府省間の調整（集約化等）を含む。）
- 各府省の I T 投資情報の公開

### ③ 業務プロセス改革の推進

行政刷新会議等と連携し、 I T 投資に伴う制度・業務プロセス改革、業務の集約化、アウトソーシング等の推進。

### ④ 府省横断的なプロジェクトの推進

府省共通の基盤システム（政府共通プラットフォーム等）の整備・活用のほか、必要に応じて自ら府省共通システムの整備・運用を行うなど府省横断的なプロジェクトを推進。

### ⑤ 技術情報等の収集、共有

国内外の技術動向や I T ガバナンス等に関する情報の収集・蓄積、政府全体における共有。

## （3）国・地方公共団体の連携

### ① 協議会における協議

利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現を図るため、地方公共団体と経常的な協議会において協議。

### ② 国の関与がある情報システム投資に係る連絡・調整

国の関与がある地方公共団体の情報システム投資について、各府省に対する勧告・措置要求等、各府省と地方公共団体との間の連絡・調整。

## （4）国・民間の連携

重要インフラのセキュリティや民間サービスの活用等に関する民間企業等との情報交換等。

## （5） I T 人材の確保・育成

政府内の I T 人材の確保・育成（各府省 C I O 補佐官、職員等）。

## （6）広報等

電子行政に関する戦略や取組、 I T 投資等について、国民や関係機関等に対し、訴求力を持ってわかりやすくその意義や必要性等を説明。また、国民等の電子行政に関するニーズ等の調査・把握やそれに対する対応策の検討等を実施。

## (7) 諸外国との連携

諸外国の電子行政に関する責任者・機関との相互協力、情報交換等。

### 3 政府C I O体制の整備

以上のような権限・役割等を担うため、政府C I O制度の基本設計として、次のようなことが考えられる。

#### (1) 政府C I Oの設置

上記2の機能を有する政府の電子行政推進の司令塔として、政府C I Oを設置する。

十分な権限と責任の下、電子行政推進の統率力・調整力を確保する観点から、閣僚級やそれに準ずる者として設置する。その際、IT投資等に関する実務的な調整機能、施策の継続性の確保を図る。

#### (2) 政府C I O室の整備

政府C I Oの活動を支える直属のスタッフから構成される政府C I O室を整備する。

情報システム、業務プロセス改革、行政実務、行政学、経営学等の専門的知識を有する者などを中心に、政府副C I O、政府C I O補佐官、事務職員等に官民から幅広く登用する。上記2の役割・機能に応じて担当分野を定め、政府C I Oの活動を支援する体制とすることが考えられる。

#### (3) 各府省の体制

基本的に各府省のC I O／PMOにおいて、府省内のIT投資を統括する体制を維持するが、各府省C I Oの在り方を見直すとともに、政府C I O制度において各府省のC I O補佐官の一元管理又は統一的な評価基準の設定等を行うことにより、各府省におけるガバナンスの強化を図る。

#### (4) 各府省との関係

各府省のIT投資管理等に関する基準の設定、予算・調達等への関与、府省間の調整等により、政府における全体最適の確保を図るとともに、技術的知見やノウハウの提供、各府省C I O補佐官の管理・基準設定等により、府省内のガバナンス強化の支援を行う。

また、各府省との連絡会議等を設けて、各府省との連携を確保する。その際、議長は政府C I Oとするなど政府C I Oがイニシアチブを発揮できる体制とする。

#### (5) 地方公共団体との関係

利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現を図るため、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国と地方公共団体で十分な連携・協力を確保する観点から、政府ＣＩＯや各府省ＣＩＯ等が、地方公共団体（都道府県及び市区町村）と、電子行政施策、情報システム投資等について、経常的に連絡を行う場を設け、国と地方が協議し、一体的に推進できる体制を整備する。

特に国の関与がある地方公共団体のシステムについては、各府省に対し必要な勧告・措置要求等を行うとともに、各府省と地方公共団体との間の連絡・調整機能を担う。

#### (6) 民間との関係

重要インフラのセキュリティや民間サービスの活用等に関して、民間企業等との情報交換等を行う。

### 4 政府ＣＩＯに充てられるべき人材

政府ＣＩＯが有することが期待される能力・技能としては、情報通信技術・情報システムに関する知見、行政の仕組み・運営に関する理解、経営的観点、業務プロセス改革に関する知見等が考えられる。

また、これらの能力・技能は、政府ＣＩＯ制度全体としてバランス良く確保することが重要である。

さらに、中長期的には政府ＣＩＯ制度において求める人材を育成するため、大学院等における高等教育の在り方についても検討する。

### 5 政府ＣＩＯ制度の組織

各府省を統括し、府省横断的な統率力・調整力を確保する観点から、政府ＣＩＯ制度が属する組織の在り方について、ＩＴ戦略本部のほか関係する行政機関との関係の整理と併せて、引き続き検討する。

### 6 政府ＣＩＯ制度の運用

政府ＣＩＯ制度下における取組について、目標設定と進捗状況の評価を行い、透明性を確保し、ＰＤＣＡサイクルを徹底していくことが必要となる。

## 7 想定スケジュール

平成23年

- 1月 グランドデザインを企画委員会に報告
- 3月 電子行政推進基本方針の策定（政府C I O制度の具体的な導入プロセス、政府C I O制度が属する組織等を含む。）
- 4月以降 詳細制度設計  
；一部先行導入（平成23年度予算に基づく調達、平成24年度予算要求等のスケジュールを踏まえつつ、IT戦略本部決定等により前身となる制度を先行導入）

平成24年

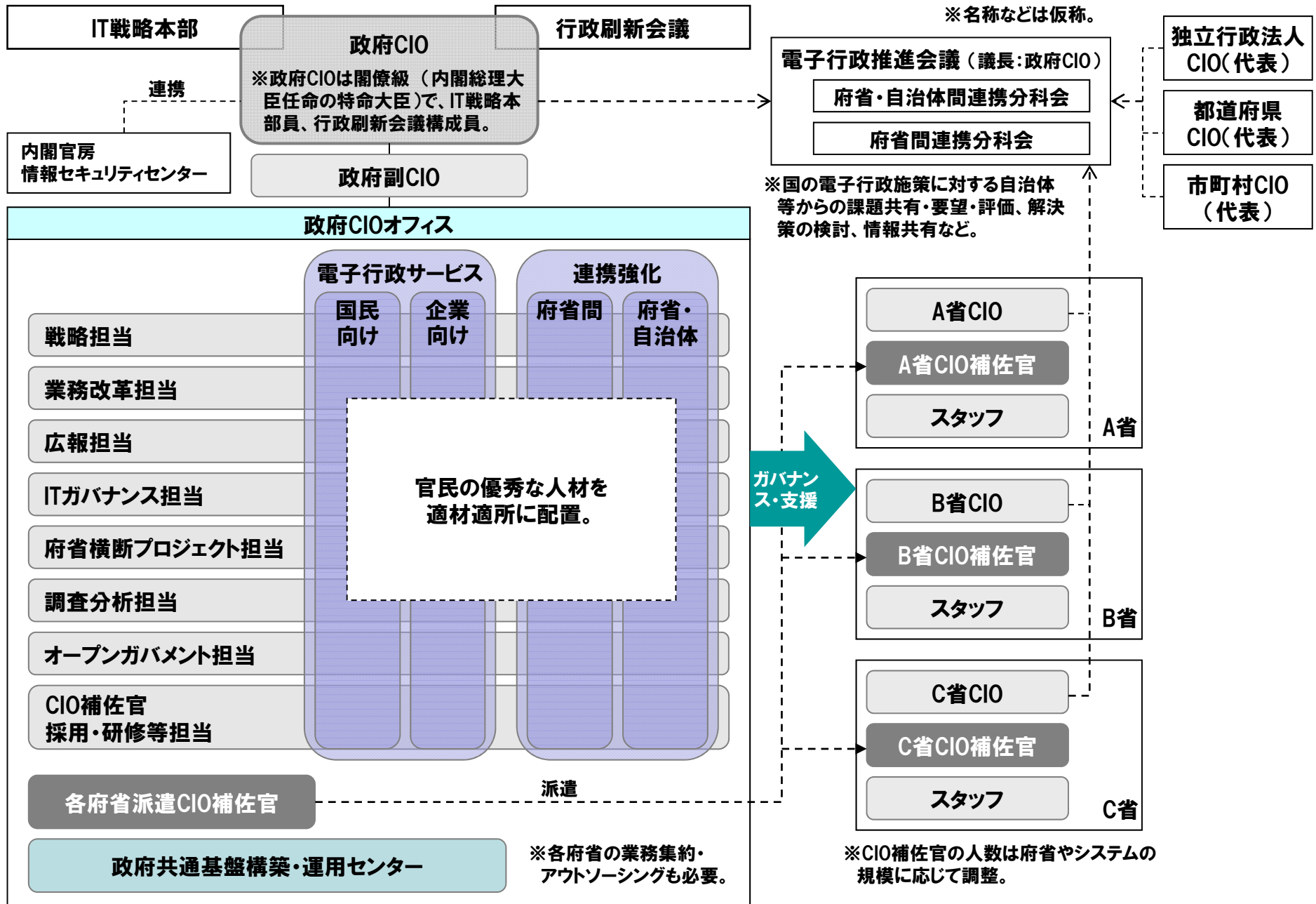
通常国会において関連法案を提出。  
政府C I O制度の正式な発足。

（注1）速やかに詳細制度の設計に入れるように、早期に準備室を立ち上げる必要がある。

（注2）国民ID制度導入の進捗状況を踏まえつつ、政府C I O制度の整備を進めることが重要。

タスクフォース構成員提案の政府CIO制度のイメージ例  
 (第7回会合 川島構成員、村上臨時構成員提出資料)

資料1-1  
 参考



## 政府 C I O 制度のグランドデザイン（案）

### 1 政府 C I O 制度の必要性

#### （1）基本認識

電子行政の推進により、行政運営の抜本的な効率化や行政の一層の透明化が促進されるとともに、多様な電子行政サービスが提供され、国民、企業等の利便性が飛躍的に向上し、様々な形でそれぞれの権利の実現や利益の保護が図られることが期待される。また、電子行政の推進に当たっては、技術革新による新しい技術やサービスの出現や、行政の電子化に伴う高レベルのリスク管理の必要性の高まりなど、様々な環境変化に適切に対応することが求められる。さらに、2013年までに電子行政の基盤となる国民ID制度の導入が予定されており、電子行政における利便性向上の追求、リスク管理の徹底等が一層重要になるとみられる。

近年、韓国、北欧諸国等諸外国において行政の電子化が急速に進展し、様々な成果を収めていると言われる。他方、我が国は、国連電子政府ランキングで17位（2010年）にとどまるなど、諸外国に比べて大きく出遅れていることは間違いない。

これまでの我が国の電子行政について振り返ってみると、高水準の情報通信インフラや情報通信分野の技術力を持ちながら、必ずしも十分な成果は得られておらず、上記のような理念が実現されてきたとは言い難い。その要因については様々な観点から検討する必要があるが、そもそも電子行政の旗振り役であり、かつ当事者でもある政府において、電子行政を推進するための体制が十分整っていなかったのではないかと考えられる。

以上のような基本認識の下、国民と行政の新たな関係を構築するための基盤となるの構築と世界に誇れる水準の電子行政国家の実現を目指して、電子行政を重大な決意を持って強力に推進していくため、我が国の電子行政推進体制の抜本的な改革に着手し、政府 C I O 制度を導入するものである。

#### （2）これまでの電子行政推進体制の課題

これまでの我が国の電子行政に関する戦略の企画・立案・推進は、IT戦略本部とその下に置かれた C I O 連絡会議等が担ってきたが、政府として、府省横断的な取組を明確かつ迅速な決定と責任の下に進めていくための統率力・調整力は必ずしも十分に備わっていなかった。

また、これまで各府省において、C I O の設置、C I O 補佐官の設置、P



MOの設置等、府省内の情報システム、IT投資の管理等を行うための体制の整備が順次進められてきたが、現在の体制が十分に機能しているとは言い難い。

さらに、府省の枠を超えて、~~情報システム~~の相互運用性の確保が図られているか、セキュリティやリスク管理等の観点から情報システム管理が行われているか、情報システムの統合・集約化等全体最適の観点からIT投資管理が行われているかなどの課題が指摘される。

加えて、利用者の視点に立った電子行政サービスを効率的に実現するためには、府省間のみならず、国・地方公共団体の間、さらには国・民間の間においても、十分な連携・協力を図ることが必要である。

## 2 政府CIO制度の有すべき権限・役割・機能等

政府CIO制度の有すべき権限・役割・機能等として、次のような事項が考えられる。

### (1) 電子行政に関する戦略

#### ① 電子行政に関する戦略の企画等

利用者視点に立った電子行政を実現するため、~~府省横断的な~~電子行政に関する戦略の企画・立案・推進。

#### ② 各府省の取組の評価等

電子行政に関する戦略等に基づく各府省の取組の状況把握・進捗管理・評価。

#### ③ 府省横断的に取り組むべき施策の推進

国民ID制度、オープンガバメント（行政情報の管理・公開・提供、国民の政策決定への参加）、業務やデータの標準化等府省横断的に取り組むべき施策の推進

### (2) 情報システム管理

#### ① 情報システムに関するルール等の整備等

各府省の情報システムについて、グランドデザインの策定、相互運用性・セキュリティ・技術標準等に関するポリシーやルールの整備、各府省に対する勧告・措置要求等。

#### ② 政府全体のIT投資の管理

政府全体におけるIT投資の全体最適を実現するため、各府省のCIO/PMOと連携し、次のように政府全体のIT投資を管理。

- 政府全体のIT投資の状況把握・評価

- 各府省の I T 投資に関する予算・調達等へ要求に当たっての関与方針の策定
- 各府省の I T 投資に関する予算要求・調達の内容等に関する技術的審査等（ I T 投資に関する府省間の調整（集約化等）、優先順位付けを含む。）
- 各府省の I T 投資情報の公開

### ③ 業務プロセス改革の推進

行政刷新会議等と連携し、各府省の I T 投資に伴う制度・業務プロセス改革、業務の集約化、アウトソーシング等の推進。

### ④ 府省横断的なプロジェクトの推進

府省共通の基盤システム（政府共通プラットフォーム等）の整備・活用のほか、必要に応じて自ら府省共通システムの整備・運用を行うなど府省横断的なプロジェクトを推進。

### ⑤ 技術情報等の収集、共有

国内外の技術動向や I T ガバナンス等に関する情報の収集・蓄積、政府全体における共有。

## （3）国・地方公共団体の連携

### ① 協議会における協議

利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現を図るため、地方公共団体と経常的な協議会において協議。

### ② 国の関与がある情報システム投資に係る連絡・調整

国の関与がある地方公共団体の情報システム投資に係るついて、各府省やに対する勧告・措置要求等、各府省と地方公共団体との間の連絡・調整。

## （4）国・民間の連携

重要インフラのセキュリティや民間サービスの活用等に関する民間企業等との情報交換等。

## （5） I T 人材の確保・育成

政府内の I T 人材の確保・育成（各府省 C I O 補佐官、事務局職員等）。

## （5-6） 広報等

電子行政に関する戦略や取組、 I T 投資等について、国民や関係機関等に対し、訴求力を持ってわかりやすくその意義や必要性等を説明。また、国民等の電子行政に関するニーズ等の調査・把握やそれに対する対応策の検討等を実施。

## (6) 7) 諸外国との連携

諸外国の電子行政に関する責任者・機関との相互協力、情報交換等。

### 3 政府C I O体制の整備

以上のような権限・役割・機能等を果たす担うため、政府C I O制度の基本設計として、次のようなことが考えられる。

#### (1) 政府C I Oの設置

上記2の機能を有する政府の電子行政推進の司令塔として、政府C I Oを設置する。

十分な権限と責任の下、電子行政推進の統率力・調整力を確保する観点から、閣僚級やそれに準ずる者として設置することも考えられるが、その際、I T投資等に関する実務的な調整機能の確保等の観点も含めて、引き続き検討、施策の継続性の確保を図る。

#### (2) 政府~~C I Oオフィス(事務局)~~C I O室の整備

政府C I Oの活動を支えるため、事務局として直属のスタッフから構成される政府~~C I Oオフィス~~C I O室を整備する。

情報システム、業務プロセス改革、行政実務、行政学、経営学等の専門的知識を有する者などを中心に、政府副C I O、政府C I O補佐官、事務局事務職員等に官民から幅広く登用する。上記2の役割・機能に応じて担当分野を定め、政府C I Oの活動を支援する体制とすることが考えられる。

#### (3) 各府省の体制

基本的に各府省のC I O / PMOにおいて、府省内のI T投資を統括する体制を維持するが、各府省C I Oの在り方を見直すとともに、政府C I O制度において各府省のC I O補佐官の一元管理又は統一的な評価基準の設定等を行うことにより、各府省におけるガバナンスの強化を図る。

#### (4) 各府省との関係

各府省のI T投資管理等に関する基準の設定、予算・調達等への関与、府省間の調整等により、政府における全体最適の確保を図るとともに、技術的知見やノウハウの提供、各府省C I O補佐官の管理・基準設定等により、府省内のガバナンス強化の支援を行う。

また、各府省との連絡会議等を設けて、各府省との連携を確保する。その

際、議長は政府CIOとするなど政府CIOがイニシアチブを発揮できる体制とする。

#### (5) 地方公共団体との関係

利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現を図るため、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国と地方公共団体で十分な連携・協力を確保する観点から、政府CIOや各府省CIO等が、地方公共団体（都道府県及び市区町村）と、電子行政施策、情報システム投資等について、経常的に連絡・協議を行う場を設ける。設け、国と地方が協議し、一体的に推進できる体制を整備する。

特に国の関与がある地方公共団体のシステムについては、各府省に対し必要な勧告・措置要求等を行うとともに、各府省と地方公共団体との間の連絡・調整機能を担う。

#### (6) 民間との関係

重要インフラのセキュリティや民間サービスの活用等に関して、民間企業等との情報交換等を行う。

### 4 政府CIOに充てられるべき人材

政府CIOが有することが期待される能力・技能としては、情報通信技術・情報システムに関する知見、行政の仕組み・運営に関する理解、経営的観点、業務プロセス改革に関する知見等が考えられる。

また、これらの能力・技能は、政府CIO制度全体としてバランス良く確保することが重要である。

さらに、中長期的には政府CIO制度において求める人材を育成するため、大学院等における高等教育の在り方についても検討する。

### 5 政府CIO制度の組織

各府省を統括し、府省横断的な統率力・調整力を確保する観点から、政府CIO制度が属する組織の在り方について、IT戦略本部のほか、~~関係する行政機関との関係の整理と併せて、引き続き検討する。~~

### 6 政府CIO制度の運用

政府C I O制度下における取組について、目標設定と進捗状況の評価を行い、透明性を確保し、P D C Aサイクルを徹底していくことが必要となる。

## 7 想定スケジュール

平成23年

- 1月 グランドデザインを企画委員会に報告
- 3月 電子行政推進基本方針の策定（政府C I O制度の具体的な導入プロセス、政府C I O制度が属する組織等を含む。）
- 4月以降 詳細制度設計

~~（注）；一部先行導入（平成23年度予算に基づく調達、平成24年度予算要求等のスケジュールを踏まえつつ、I T戦略本部決定等により、前身となる制度を先行導入し、追って法改正を行う）~~

平成24年

通常国会において関連法案を提出。  
政府C I O制度の正式な発足。

（注1）速やかに詳細制度の設計に入れるように、早期に準備室を立ち上げることも検討が必要。

（注2）国民I D制度導入の進捗状況を踏まえつつ、政府C I O制度の整備を進めることが重要。